

学研北生駒駅北地区まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、学研北生駒駅北地区まちづくり協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、まちづくり基本構想の実現に向け、本地区のまちづくりを推進する準備組織を設立することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次にあげる事業を行う。

- (1) 本地区のまちづくりを推進する準備組織設立のために必要な事項
- (2) まちづくり基本計画の策定や実現に向けた方策の検討
- (3) まちづくりに関する調査・研究
- (4) まちづくりに関する行政との協議調整

(協議会の会員および会員資格)

第4条 協議会の会員資格は、想定区域内に土地または建物を所有する者(親族、関係会社含む)、および運営委員会が認める者が有する。なお、会員は協議会への参加を表明した次の正会員ならびに準会員で構成する。

- (1) 正会員とは、想定区域内に土地または建物を所有する者(親族、関連会社含む)。
- (2) 準会員とは、運営委員会が認める者。

(運営委員会および運営委員)

第5条 協議会に次の運営委員で構成される運営委員会を置く。委員長、副委員長、委員は、正会員の中から選出する。調整委員については、準会員から委員長が選任する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名程度
- (3) 委員 4名程度
- (4) 調整委員 若干名

2 委員長、副委員長は、調整委員を除く運営委員の中から互選により選任する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、生駒市都市整備部都市計画課に置く。

(運営委員の任務)

第7条 運営委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、協議会を代表するとともに議長となり会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代理する。
- (3) 運営委員は、運営委員会や総会等の開催のための素案を検討する。

(任期)

第8条 運営委員の任期は、本地区のまちづくりを推進する準備組織の設立までとする。

(総会及び運営委員会)

第9条 次の各号に掲げる事項は、総会において審議し決定する。なお、総会は委員長が招集する。

- (1) 運営委員の選任
- (2) 協議会の運営に関する重要な事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) その他運営委員会が重要と認める事項

2 総会は、正会員の過半数の出席(委任状提出者含む)により成立し、議事は、出席した正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席した運営委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の規定に関わらず、調整委員は定足数に含まれず、且つ議決権を有しない。

(雑則)

第10条 この規約に定めるものの他、本協議会の運営に必要な事項等に関しては、運営委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、総会の決議を経て、協議会の設立の日から施行する。

